

政策評価懇談会（第16回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年7月10日（火）13:00～15:00
- 2 場 所：法務省第1会議室
- 3 出席者：（委員）立石座長，川端委員，田辺委員，寺尾委員，中村委員，六車委員，渡辺委員
（法務省）深山官房審議官（総合政策統括担当），松下政策評価企画室長，我妻政策評価企画室長補佐，各局部課担当者

4 概 要：

平成18年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について，事務局から説明した後，委員に意見を求めた。

5 主な意見・指摘等

「裁判員制度の広報啓発」について，裁判員は事実や量刑について判断をするという役割は持っているが，法律について判断するわけではないというところが，国民にきちんと伝わっていないのではないか。特殊な能力が要求されるわけではないというところを，もっと理解してもらう必要があるのではないか。

裁判員制度に関する世論調査において，「（裁判員裁判に）あまり参加したくないが，義務であるならば参加せざるを得ない」と答えた45%近い層の存在の評価について，客観的に記載した方がよいのではないか。

「ハイテク犯罪に関する研究」及び「性犯罪者に関する多角的研究」は，今の時宜にかなった大変重要なテーマであるが，研究のやりっぱなしではなく，今後その結果を生かしていただきたい。

「捜査における通訳の適正の確保」においては，研修実施人員について評価しているが，その結果として，十分な通訳，有能な通訳が実際に養成できているかという点が，本来評価の対象になるべきではないか。

「刑事施設における矯正処遇の実施」及び「刑事施設における刑務作業の実施」については，ただ単に教育プログラムや職業訓練を受講させたということだけではなく，その数年後にどうなったかという中長期的なトレイサビリティを課題としてとり上げていくことが必要ではないか。

性犯罪者処遇プログラムは導入したばかりなので，まずは受講させるということは大切なのであるが，諸外国に対して，その効果についての情報提供ができるような体制を作っておく必要がある。

刑事施設においては，多岐にわたる業務を民間に委託しているが，書信事務など憲法にも関わるような事務も含まれており，業務の指導監督，刑事施設全体としての連携といったところが心配である。委託する業務が，あくまで補助業務に限られるのであれば，その旨を評価書に記載した方が，無用の心配を起ささないのではないか。

「矯正業務の民間委託」については，アウトソーシングを実施することで，総務系の業務から受刑者を直接処遇する業務に具体的に何名の刑務官を再配置できたのか，といった観点から，客観的な数値をもって評価する必要があるのではないか。

「保護観察対象者等の改善更生」における目標値の設定については，ポイントであったり，実数を踏まえてのパーセントの増減であったりしているため，今後検討していただきたい。

外国人の人権相談については，いろいろな言語に対応できる窓口を1本作った方が，より効率的で，正しい対応ができるのではないか。

以上